



○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県行政情報ネットワーク運用管理業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類及び規模を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日 時 平成15年3月19日 午前10時から

(2) 場 所 長野県庁西庁舎1階パソコン実習室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年3月28日 午後2時から

イ 場 所 長野県庁西庁舎1階パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成15年3月27日 午後5時

イ 場 所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

6 その他

(1) 本件入札は、その契約にかかる予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

情報政策課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機1台(附属機器及び消耗品を含む。)

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 借入場所

長野県企画局情報政策課

(5) 入札方法

複写1回当たりの単価について行う(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間

中の者でないこと。

- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス（保守・管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年3月24日 午後3時

イ 場 所 長野県庁本庁舎2階入札室

- (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要する。

- (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

- (1) 本件入札は、その契約にかかる予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

- (2) 詳細は入札説明書による。

情報政策課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

コードリール

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

1個当たりの売買単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「販売」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日 時 平成15年3月31日 午後5時

イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2 (県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年4月1日 午後1時

イ 場 所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

管 財 課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

旅券作成業務

(2) 役務の特質

旅券作成機へのデータ入力による旅券の作成、作成旅券の検査等

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部国際課内

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、労働者派遣事業の厚生労働大臣許可を有する

者であること。

- (5) 過去2年間に、1年間の継続業務を1回として、2回以上人材派遣による電算入力業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 緊急時の応援態勢及び対応等ができるよう、長野市内に本店又は契約の履行権限を有する支店あるいは営業所等を有すること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部国際課

電話 026-235-7173

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年3月26日 午後3時

イ 場 所 長野県庁 2階 入札室

- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月20日(木)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- (2) 詳細は入札説明書による。

国際課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年3月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 まちづくり巧房・ひだまり
- 3 代表者の氏名
小宮山 茂 昌
- 4 主たる事務所の所在地
小県郡東部町大字海善寺729番地9
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者・住民に対して、生活支援及び生甲斐づくりに関する事業を行い、地域の福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉サポートセンター 夢の家

3 代表者の氏名

小 杉 珠 實

4 主たる事務所の所在地

松本市大字芳川小屋1201番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、住み慣れた地域に住む人々、特に高齢者、障害者、母子家庭等の社会的弱者とみなされる人々に対し、自立した生活を続けられるように支援し又は介護保険法に基づく痴呆対応型共同生活介護事業を行い、活力のある優しい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県地域支援センター

3 代表者の氏名

瀧澤 恵一

4 主たる事務所の所在地

長野市大字稲葉940番地345

5 定款に記載された目的

この法人は、地域活性化活動者への地域づくりに関する事業支援・養成に関する啓発・相談事業を行い、活力ある地域を生み、人が育つ土壌・社会形成実現に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 わくわく

3 代表者の氏名

和久井 輝夫

4 主たる事務所の所在地

須坂市臥竜六丁目15番8号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害をもった人たちが、住み慣れた地域で、可能なかぎりあ

たりまえの暮らしができるように、必要な生活の支援・介護をおこない、その実践をとおして、誰もが安心して、健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年3月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 結いの街
- 3 代表者の氏名
西 村 四 郎
- 4 主たる事務所の所在地
松本市鎌田1丁目5番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者はじめ全ての人々が自分にあった環境で自立して元気に暮らせるよう、介護や生活支援サービス、地域のネットワークづくりなど、心身共に豊かで健康になるための事業を行い、その地域に暮らす人々が安心して豊かに暮らせる社会やその仕組みの実現に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)第7条の規定により 長野県知事 田中康夫、上松町長 佐々木金三、南木曾町長 楯種臣、大桑村長 長岡始 から方法書の送付を受けたので、同条例第8条の規定により次のとおり公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1 事業者の氏名及び住所(事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県知事 田 中 康 夫

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

上松町長 佐々木 金 三

長野県木曾郡上松町駅前通り2-13

南木曾町長 楯 種 臣

長野県木曾郡南木曾町読書3668-1

大桑村長 長 岡 始

長野県木曾郡大桑村大字長野2778

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名 称

(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)建設事業

(2) 種 類

道路の新設

(3) 規 模

延長約22km

(うち、森林の区域等延長約11~15km)

3 対象事業実施区域

木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡大桑村、木曾郡山口村

4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡大桑村、木曾郡山口村

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県生活環境部環境自然保護課、長野県木曾地方事務所、上松町役場、上松町公民館、南木曾町役場、南木曾会館、大桑村役場及び山口村役場	平成15年(2003年)3月13日(木)から平成15年(2003年)4月14日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(1) 意見書の提出期限

平成15年(2003年)4月28日(月)まで

(2) 意見書の提出先

〒397-8550 長野県木曾郡木曾福島町2757-1

長野県木曾地方事務所 林務課 林道係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称(「(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)環境影響評価方法書」と記載するものとする。)

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。)

環境自然保護課

○公 告

県営原の新堤地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成13年7月2日
- 3 工事の完了年月日
平成14年12月13日

土地改良課

○公 告

北佐久郡望月町における県営観音峯地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営観音峯地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年3月14日から4月11日まで
- 3 縦覧の場所
北佐久郡望月町役場

農村整備課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

旧長野県建設技術学園警備業務委託

(2) 役務の特徴

旧長野県建設技術学園における機械警備業務

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

東筑摩郡波田町9986番地

旧長野県建設技術学園

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」に係る競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づき、長野県公安委員会の認定を受け、かつ、同委員会に機械警備業務の届出をした者であること。

(5) 過去に県内の公共施設において同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であ

ること。

(6) 本店又は営業所等が中信地区にあり、緊急の際に即応できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県土木部監理課

電話 026-235-7293 (直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年3月26日 午前11時

イ 場 所 長野県庁 西庁舎304会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成15年3月25日 午後5時

イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2 (県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県土木部監理課

(4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月20日(木)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- (2) 詳細は入札説明書による。

監 理 課

○公 告

上水内郡三水村による向山地区の土地改良事業計画変更協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年3月14日から4月11日まで

3 縦覧の場所

上水内郡三水村役場

土地改良課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月13日

長野県短期大学校長 上 條 宏 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県短期大学清掃業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県短期大学校舎及び付属幼稚園の清掃作業

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者である

こと。

(5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学事務局庶務課

電話 026-234-1221

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年3月28日 午後2時

イ 場 所 長野県短期大学 小会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月20日(木)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

法規学事課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月13日

県立長野図書館長 三宅文雄

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成15年度県立長野図書館清掃・設備管理業務一式

(2) 業務の特質

県立長野図書館庁舎及び構内の清掃作業並びに庁舎の設備管理（空調設備の運転、電気設備の管理等）

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市若里1丁目1番4号

県立長野図書館庁舎及び構内

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
 - (5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (6) 特級ボイラー技士又は一級ボイラー技師の有資格者を常駐配置できる者であること。
- 3 入札説明書の交付、交付期間、交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- (1) 入札説明書の交付
本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付する。ただし、郵送の希望は受付けない。
 - (2) 交付期間
平成15年3月13日から平成15年3月20日までの日曜日、月曜日及び土曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで
 - (3) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市若里1丁目1番4号
県立長野図書館総務課
電話 026(228)4500
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日 時 平成15年3月28日 午後2時
イ 場 所 県立長野図書館3階第1会議室
 - (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月18日(火)午後5時までに上記3の(3)の場所に提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付す

ること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

文化財・生涯学習課